第２号様式

①

浜松市かわな野外活動センター
指定管理者募集要項

浜松市教育委員会指導課

令和６年７月

目　次

１　浜松市かわな野外活動センターの概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
２　指定管理者が行う業務の範囲　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２
３　指定管理期間　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２
４　指定管理料　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２
５　利用料金の規程　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３
６　事業所税の有無　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５
７　利用料金の減免の手続き　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５
８　指定管理料の上限　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５
９　応募資格　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５
１０　必要となる許可、認可　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６
１１　提出書類　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６
１２　指定管理者の募集及び選定方法　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７
１３　指定管理者公募のスケジュール（予定）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７
１４　募集要項の配布　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８
１５　募集要項の内容等に関する照会、質問事項の受付　・・・・・・・・・・・・・・・・　８
１６　応募者説明会、ヒアリング・プレゼンテーションについて　・・・・・・・・・・・・　９
１７　応募書類の提出　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９
１８　費用の負担　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９
１９　障がい者の雇用促進・就労支援について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９
２０　選定基準　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９
２１　実績の反映について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０
２２　選定結果のお知らせ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１１
２３　提出書類の取扱いと情報の公開について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１１
２４　指定管理者の指定について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１２
２５　その他　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１２

浜松市かわな野外活動センター指定管理者選定基準　・・・・・・・・・・・・・・・・・　１３

【様式】

別紙１（第３号様式）指定管理者指定申請書　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１５
別紙２（第４号様式）宣誓書及び同意書　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１６
別紙３（第４－２号様式）役員等名簿　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１７
別紙４（第４－３号様式）委任状　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１８
別紙５（第４－４号様式）提案資料の取扱いに関する回答書　・・・・・・・・・・・・・　１９
別紙６（第５号様式）浜松市かわな野外活動センター指定管理者事業計画書　・・・・・・　２０
別紙７　浜松市かわな野外活動センター募集要項の内容等に関する質問書　・・・・・・・　２６
別紙８　浜松市かわな野外活動センター応募者説明会申込書　・・・・・・・・・・・・・　２７

1　浜松市かわな野外活動センターの概要

（1）名称　　浜松市かわな野外活動センター

（2）所在地　浜松市浜名区引佐町川名４５５番地の５

（3）施設概要等

・竣工時期　　野営施設　昭和６０年６月
　　舎営施設　平成元年　４月

・主要施設　　少年自然の家（本館）、多目的ホール（別館）、宿泊棟５棟、
　　常設ロッジテント１２張りほか

・施設定員　　舎営施設２５０人、野営施設２５０人

・敷地面積　　２８０，８０９．３２㎡

・建築延面積　　６，５８０．６９㎡

・延床面積　　７，２３８．７５㎡

○ 施設概要　（※各建物の配置場所については場内施設配置図を参照のこと）

種別	用途	構造	棟数	建設年月日	一棟あたりの標準面積			
					地下１階床面積	１階床面積	２階床面積	延べ床面積
管理舎	スタッフ棟	木造スレート葺平家建	3	S60.6.17		36.86		36.86
研修所	本館棟	鉄骨・鉄筋コンクリート・木造銅板葺地下１階付平家建	1	H元.3.27	178.54	2,302.37		2,480.91
宿舎	宿泊棟	鉄筋コンクリート木造銅板葺２階建	5	H元.3.27		88.55	347.02	435.57
観測所	天体観測棟	鉄筋コンクリート鉄骨造銅板葺２階建	1	H元.3.27		37.44	37.44	74.88
研修所	多目的ホール	鉄筋コンクリート造２階建	1	S60.6.17				821.35

※　建物詳細については仕様書を参照のこと。

（4）施設の設置目的

当施設は、自然の中での共同生活を通じて青少年の健全な育成を図るとともに、市民の健康増進を図るために設置した施設である。

（5）開場時間

午前９時から午後９時まで（宿泊の場合を除く）

（6）休場日

・月曜日（７月１日から９月３０日までの間を除く）

・年末年始（１２月２９日～１月３日）

休場日は、教育委員会との協議により変更（減少）が可能です。

（7）主な利用者、年間利用者数

主な利用者は小･中学校の児童生徒。令和５年度年間利用者数は次の表のとおり。

年間利用者数（令和５年度実績）

区　分		利用者（人）		利用者計（人）	利用料金（円）
		学校等	その他		
宿泊	舎営施設利用者	14,282	2,584	16,866	1,633,405
	野営施設利用者	260	306	566	59,770
日帰り	有料利用者	3,365		3,365	346,375
	無料利用者	933		933	0
体育室、多目的ホール		―		―	38,125
床暖房、炊事用具		―		―	88,290
計		21,730		21,730	2,165,965

（８）法令等の規定

地方自治法、浜松市指定管理者による公の施設の管理に関する条例（以下「条例」という。）及び同条例施行規則、浜松市かわな野外活動センター条例及び同条施行規則、浜松市指定管理者制度の実施に関する基本指針（以下「指針」という。）

（９）現在の指定管理者に関すること

指定管理者名：公益財団法人浜松市スポーツ協会

指定管理期間：令和２年４月１日から令和７年３月３１日まで（５年間）

⑽ 施設の改修工事等に伴う休館

毎年度１月～３月にかけて施設の改修工事等を浜松市が実施する見込みです。利用者の安全を考慮し、工事期間中は予約を伴う施設利用を休止としますが、休止期間中も通常の施設維持管理業務は行っていただきます。

２　指定管理者が行う業務の範囲

（１）浜松市かわな野外活動センターの利用の許可に関する業務

（２）浜松市かわな野外活動センターの運営及び施設、設備の維持管理に関する業務

（３）浜松市かわな野外活動センターの管理に関して教育委員会が必要があると認める業務

※　詳細は浜松市かわな野外活動センターの管理に関する仕様書（別添）を参照してください。

※　浜松市との協議により、施設のＰＲや利用者の利便性向上、また、市民サービスの向上を図るための自主事業が可能です。施設の一部を使用する場合は、別途市の許可が必要です。

３　指定管理期間

令和７年４月１日から令和１２年３月３１日まで（５年間）

４　指定管理料

会計年度（４月１日から翌年３月３１日）ごとに支払い。

指定管理料は、毎月の後払いとなり、毎月末日から１０日以内に指定管理者から送付された請求書に基づき、請求書受領日から３０日以内に支払います。

５　利用料金の規定

下記の料金表の金額を上限とし、指定管理者の裁量で料金を設定することができますが、市の承認が必要です。なお、令和７年４月１日から利用料金が以下の金額に変更となります。

①宿泊施設（炊事用具を含む。）

利用区分				金額
舎営施設	宿泊(1人1泊につき)	幼児	幼稚園の園児が教育課程に基づく教育活動として利用する場合及び保育園の園児が保育活動として利用する場合	円 200
			その他の場合	400
		小学校の児童(これに準じる者を含む。以下同じ。)及び中学校の生徒(これに準じる者を含む。以下同じ。)	小学校の児童又は中学校の生徒が教育課程に基づく教育活動として利用する場合	300
			その他の場合	620
		高等学校の生徒(これに準じる者を含む。以下同じ。)		620
		一般		620
	日帰り(1人1日につき)	幼児	幼稚園の園児が教育課程に基づく教育活動として利用する場合及び保育園の園児が保育活動として利用する場合	100
			その他の場合	200
		小学校の児童及び中学校の生徒	小学校の児童又は中学校の生徒が教育課程に基づく教育活動として利用する場合	100
			その他の場合	200
		高等学校の生徒		200
		一般		400
野営施設	宿泊(1人1泊につき)	小学校の児童及び中学校の生徒	小学校の児童又は中学校の生徒が教育課程に基づく教育活動として利用する場合	200
			その他の場合	400
		高等学校の生徒		400
		一般		820

備考

１　宿泊とは、午後２時から翌日の午後１時までの利用をいう。

２　幼児とは、３歳以上小学校就学前の者をいう。以下同じ。

３　浜松市内に所在する団体以外の団体が利用する場合における当該団体に属する者の利用料金は、所定の利用料金の１．５倍に相当する額とする。

４　幼稚園若しくは保育園の園児、小学校の児童、中学校の生徒又は高等学校の生徒１０人以上の団体の引率者又は指導者については、それぞれ当該園児、児童又は生徒に係る利用料金を徴収する。

②多目的ホール及び体育室

利用区分＼利用時間区分			午前9時から午後9時まで 1時間につき
多目的ホール	幼児の団体	幼稚園の園児の団体が教育課程に基づく教育活動として利用する場合及び保育園の園児の団体が保育活動として利用する場合	円 70
		その他の場合	140
	小学校の児童及び中学校の生徒の団体	小学校の児童又は中学校の生徒の団体が教育課程に基づく教育活動として利用する場合	170
		その他の場合	340
	高等学校の生徒の団体		340
	一般の団体		1,100
体育室	幼児の団体	幼稚園の園児の団体が教育課程に基づく教育活動として利用する場合及び保育園の園児の団体が保育活動として利用する場合	100
		その他の場合	200
	小学校の児童及び中学校の生徒の団体	小学校の児童又は中学校の生徒の団体が教育課程に基づく教育活動として利用する場合	240
		その他の場合	480
	高等学校の生徒の団体		480
	一般の団体		1,600

備考

1　利用時間の開始は正時からとし、利用時間の終了は正時までとする。

2　浜松市内に所在する団体以外の団体が利用する場合の利用料金は、所定の利用料金の１．５倍に相当する額とする。

3　利用時間を１５分以上超過し、又は繰り上げて利用する場合の当該超過又は繰上げに係る利用料金は、次のとおりとする。

(1) 所定の開場時間内に利用する場合は、当該超過し、又は繰り上げた時間の属する利用時間区分の利用料金（備考の２に規定する利用にあっては、当該規定により算出した額とする。(2)において同じ。）に相当する額

(2) 所定の開場時間外に利用する場合は、１時間につき、午前９時から午後９時までの間の１時間当たりの利用料金の１．５倍に相当する額

③　暖房装置利用料金（舎営施設に限る。）

１棟につき　２，９２０円

④　炊事用具利用料金

１式１回につき　４００円

※　利用料金の詳細は、浜松市かわな野外活動センター条例をご覧ください。

※　令和８年度から宿泊棟に空調（エアコン）が順次設置・稼働となる見込みです。今後、条例にて利用料金上限額を設定し、空調使用料は利用料金収入として指定管理者が収入を得ることができま

す。なお、空調使用料については、エアコンの規格・容量や電気料（単価）を考慮しながら指定管理者が条例の範囲内で毎年度料金を見直し、市の承認を得ることが必要となりますが、空調使用にかかる電気料は、「はままつ市かわな野外活動センターの管理に関する仕様書『７（５）光熱水費・燃料費等の支出に関すること』」に定めるとおり、指定管理者の負担となります。

６　事業所税の有無

市税条例施行規則により全額免除となりますが、申告が必要になる場合がありますので、浜松市財務部市民税課へ確認してください。

７　利用料金減免の手続き

利用料金の減免の詳細は、浜松市かわな野外活動センター条例をご覧ください。

８　指定管理料の上限額

管理に関する市の負担額の上限額となります。年度ごとの金額及び合計額を超えた提案額は失格となります。

令和７年度	９７，１０２，０００円
令和８年度	９７，１０２，０００円
令和９年度	９７，１０２，０００円
令和１０年度	９７，１０２，０００円
令和１１年度	９７，１０２，０００円
合計	４８５，５１０，０００円

※上記の金額は、すべて消費税及び地方消費税率（１０％）を含みます。

※応募の際は、税率１０％の税込金額を記載してください。なお、基本協定締結日以後に消費税率の変更があったときは、協定額は消費税及び地方消費税相当額を変更後の税率によるものとします。

９　応募資格（次の条件を満たす団体に限ります。）

（１）地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当する団体でないこと。

（２）会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生の手続が終了していない団体でないこと。

（３）浜松市から入札参加停止を受けている団体でないこと。

（４）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員等（同条第６号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者をいう。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者が役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。以下同じ。）となっている法人その他の団体でないこと。

（５）暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。

（６）法人市民税等の市税、法人事業税及び法人税を滞納している団体、正当な理由なくこれらの税に係る申告を行っていない団体又は正当な理由なく個人住民税の特別徴収を行っていない団体のいずれにも該当しないこと。

（７）指針第１０条に規定する指定管理者選定会議の委員（当該公の施設の指定管理者の選定に関わる

者に限る。）が役員等となっている団体でないこと。

（8）浜松市の市議会議員が役員等となっている法人その他の団体（主として、本市の指定管理者の業務、本市の公共施設等運営権者（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成１１年法律第１１７号）第９条第４号に規定する公共施設等運営権者をいう。以下同じ。）又は本市の請負の業務を行うこととなるものに限る。）でないこと。

（9）浜松市の市長、副市長、教育長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会の委員若しくは監査委員又は地方公営企業の管理者が役員等となっている法人その他の団体（主として、本市の指定管理者の業務、本市の公共施設等運営権者の業務又は本市の請負の業務を行うこととなるものに限り、本市が資本金、基本金その他これらに準じるものの２分の１以上を出資している法人を除く。）でないこと。

(10) 過去３年間に条例第１３条に規定する指定の取り消しを受けた団体でないこと。

(11) 共同事業体による応募について

共同事業体による応募は可とする。

(12) 同一の施設に係る応募において、他のグループに属している団体でないこと。

(13) 浜松市かわな野外活動センターの管理運営を行う上で人的及び物的管理能力がある団体。

(14) 浜松市かわな野外活動センターの管理運営を行う上で必要となる許可、認可等を有する団体。

１０　必要となる許可、認可

９（14）において指定管理業務に必要な許可等は以下のとおりとする。

（1）防火管理者及び食品衛生責任者の届け出。

（2）飲食店の開設許可、旅館業許可。

（3）その他仕様書記載業務に必要な資格・免許。

１１　提出書類

提出部数は正本１部、副本１１部とする。

（1）指定管理者指定申請書「別紙１」

（2）宣誓書及び同意書「別紙２」

（3）役員等名簿「別紙３」

（4）履歴事項全部証明書もしくは現在事項全部証明書（証明日は３ヶ月以内の日付であること）

（5）定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類

（6）過去３年間の貸借対照表、損益計算書（収支計算書）など経営状況のわかるもの

（7）設立趣旨、事業内容、パンフレット、事業実績等の概要がわかるもの

（8）①法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書「その３の３」（証明日は３ヶ月以内の日付であること）

②直近２年間の法人事業税の納税証明書（本社、本店及び支社、支店、営業所等が静岡県内にない場合は、その所在する都道府県のものをご提出ください）

※指定管理者に選定された場合、①は、毎年度終了後、事業報告書の添付書類として提出していただきます。

（9）「市外に本店を有し、市内に営業所等を有する者」として応募する場合は、以下の書類

①委任状「別紙４」

②法人市民税確定申告書（第２０号様式）又は市町村民税の均等割申告書（第２２の３号様式）の写し（提案書提出日直近の決算期で、本市の受付印があるもの）

(10) 浜松市かわな野外活動センター指定管理者事業計画書「別紙６」（全期間分）

(11) 事業提案書（プレゼンテーション資料）

(12) 提案資料の取扱いに関する回答書「別紙５」　※詳細は【２３（４）提出書類の取扱いと情報の公開について　提案資料の取扱いに関する回答書】参照

(13) 共同事業体の場合は、構成員、責任の範囲等を定めた協定書等

※共同事業体の場合、（２）～（９）は構成団体全てについて書類を提出してください。

１２　指定管理者の募集及び選定方法

（１）指定管理者の選定方法

指定管理者の選定は、公募により、応募書類、プレゼンテーション及びヒアリングによる選定とし、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定します。

（２）選定にあたっての審査方法等

指定管理者の選定にあたっての審査は「学校教育部指定管理者選定会議設置要綱」に基づき「学校教育部指定管理者選定会議」（以下「選定会議」という。）を開催し、選定基準に基づいて審査します。

（３）選定結果等の通知

審査の連絡は、提案書類を提出いただいた応募者に対して速やかに通知いたします。

（４）協定の締結

市は、優先交渉権者（候補者）との細目協議、仮協定の締結、候補者を指定管理者とする市議会での議決を経て、指定管理者として指定し、市と指定管理者は本協定を締結します。

（５）次点交渉権者との交渉

優先交渉権者との協議が成立しない場合は、次点交渉権者を候補者として協議を行うものとします。

１３　指定管理者の公募に関するスケジュール（予定）

令和６年	７月　１日（月）～	８月１４日（水）	募集要項のホームページ掲載及び配布
	７月　１日（月）～	７月１９日（金）	募集要項に関する照会、質問事項の受付
	７月１２日（金）		応募者説明会の開催
	７月３０日（火）		照会、質問事項に対する回答
	７月　１日（月）～	８月１４日（水）	提出書類の申請受け付け
	８月　下旬　　～	９月　上旬	選定会議委員、所管課から応募者への質問期間

※応募書類に基づく事前質問を、応募者あてに行います。

回答は、ヒアリング・プレゼンテーションの際に伺いますので、ご準備願います。

９月１７日（火）	ヒアリング・プレゼンテーションの開催
	候補者選定のための選定会議開催
９月　下旬	優先及び次点交渉権者の決定

	全応募者への通知
１０月　下旬	優先交渉権者（候補者）との仮協定締結
１２月　中旬	指定管理者の指定（１１月市議会議決による）
２月　中旬	基本協定締結
３月	指定管理者職員実地研修、引継ぎ等

１４　募集要項の配布

募集要項は、令和６年７月１日（月）から８月１４日（水）まで配布いたします。

配布時間：午前８時３０分～午後５時１５分（土・日及び祝日を除く）

配布場所：浜松市教育委員会指導課

〒430-0929　浜松市中央区中央一丁目２－１　イーステージ浜松オフィス棟５階

電話：０５３－４５７－２４１１　ＦＡＸ：０５３－４５７－２５８０

メールアドレス：shido@city.hamamatsu-szo.ed.jp

※　浜松市ホームページからもダウンロード可能です。

【浜松市ホームページの掲載箇所】

市トップ → 産業ビジネス → 指定管理者制度 → 公の施設における指定管理者制度について

１５　募集要項の内容等に関する照会、質問事項の受付

（1）質問の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

受付期間：令和６年７月１日（月）から７月１９日（金）までとします。

午前８時３０分～午後５時１５分（土・日及び祝日を除く）

受付方法：募集要項の内容等に関する質問書「別紙７」に質疑主旨を簡潔にまとめて記入のうえ、下記まで提出してください。

質問に対する回答：質問内容及び回答は、説明会への参加団体及び質問書提出団体あてに、質問者の名前を伏せて電子メールにて一斉回答します。

（回答日：７月３０日（火）予定）

質問は必ず郵送、ＦＡＸ、電子メールのいずれかの方法でお寄せください。電話でのご質問は受け付けられません。（ＦＡＸ、電子メールの場合は着信確認をお願いします）

それ以外の方法で回答を希望される場合はご相談ください。

【質問事項に関する照会、質問事項の送付先】

浜松市学校教育部指導課　総務グループ　担当者：堀野、小楠

〒430-0929　浜松市中央区中央一丁目２－１　イーステージ浜松オフィス棟５階

ＦＡＸ：０５３－４５７－２５８０

メールアドレス：shido@city.hamamatsu-szo.ed.jp

（2）質問に対する回答

期日：令和６年７月３０日（火）予定

方法：応募説明会参加団体及び応募予定団体すべてに回答します。

応募手続きなど、個別・簡易な事例は質問団体に回答します。

１６　応募者説明会・現地確認、ヒアリング・プレゼンテーションについて

〇指定管理業務等についての説明会及び現地確認を開催します。

日時：令和６年７月１２日（金）　午後２時００分～午後３時３０分

場所：浜松市かわな野外活動センター　本館棟会議室

浜松市浜名区引佐町川名４５５－５

持ち物：【１４ 募集要項の配布】で配布した資料

方　法：参加を希望する場合は、応募者説明会申込書「別紙８」に必要事項を記入のうえ令和６年７月１０日（水）（必着）までに郵送、ＦＡＸまたは電子メールにて、指導課まで申し込んでください。参加人数は１団体につき２名までとします。

※　説明会及び現地確認参加の有無が選定に影響を及ぼすことはありません。

〇指定管理業務等についてのヒアリング・プレゼンテーションを開催します。

日時：令和６年９月１７日（火）　午後２時００分～

場所：浜松市教育委員会　教育委員会室

浜松市中央区中央一丁目２－１　イーステージ浜松オフィス棟６階

※　その他詳細については、指定申請書等、提案書類を提出した方へご案内します。

１７　提出書類の提出

・期間　令和６年７月１日（月）から８月１４日（水）

午前８時３０分～午後５時１５分（土・日及び祝日を除く）

・場所　浜松市教育委員会指導課

〒430-0929　浜松市中央区中央一丁目２－１　イーステージ浜松オフィス棟５階

・方法　申請書類（【１１ 提出書類】に記載した書類一式　正本１部・副本１０部）を指導課に持参または郵送（８月１４日（水）必着）してください。書類はＡ４ファイルに綴り、ファイルの表紙に「浜松市かわな野外活動センター指定管理者申請書」、団体名、正本（副本）を記載し、提出してください。応募に関する費用は、全て応募者の負担になります。

※　提出期限後は申請書類を受け付けません。

※　提出期限後に申請書類の変更、追加はできません。

１８　費用の負担

提出に関して応募者が要する費用については、それぞれの応募者の負担とします。

１９　障がい者の雇用促進・就労支援について

障がい者の雇用を促進するため、障がい者の雇用促進・就労支援について積極的に提案をしてください。

２０　選定基準

別紙【浜松市かわな野外活動センター指定管理者選定基準】のとおり。

指定管理者の選定は、「学校教育部指定管理者選定会議設置要綱」に基づき開催される「学校教育部指定管理者選定会議」により行います。応募書類による選考及びプレゼンテーション等による審査を経て

優先交渉権者（候補者）を選定します。

なお、プレゼンテーションの順番は申請書類の応募の順番とします。

２１　実績の反映について

今回の募集で指定された指定管理者から次期選定時に応募があった場合、下記のとおり実績を反映するものとします。ただし、共同事業体で構成員が変更となった場合や、募集単位を見直した場合は対象となりません。

（1）事後評価の反映について

今回の募集で指定された指定管理者から次期選定時に応募があった場合、毎年度の事後評価結果を、選定時の評価に反映させるものとします。

反映の方法は、毎年度の事後評価結果の総合得点ごとに定める「加算率」を合計し、評価を受けた年数で除して得られた割合「総加算率」を、次期選定時評価点に乗じ、得られた点数を加減点するものとします。ただし、指定管理の最終年度は、選定時期以降に評価が行われるため未算入とします。

総合評価得点（事後評価）	得点の意味	加算率
80点以上	特に優れている	＋5.0%
70点～80点未満	優れている	＋2.5%
60点～70点未満	適正である	0.0%
40点～60点未満	努力が必要である	－2.5%
40点未満	かなりの努力が必要である	－5.0%

【加減点例】指定管理期間5年間のケース

区分	指定管理期間					
	1年目	2年目	3年目	4年目	A	A/4
事後評価点数	67.4	70.4	69.2	70.2	計	総加算率
加算率	0.0%	＋2.5%	0.0%	＋2.5%	＋5.0%	＋1.2%

※小数点第2位以下切り捨て

選定時評価点75.4点　×　1.2%　＝　0.9点を加点

※小数点第２位以下切り捨て

（2）遵守事項の不履行について

毎年度の事後評価において、当該年度の実績が下記減点項目に該当する場合、それぞれの減点項目に応じて次期選定の評価から減点（４年目の事後評価までの累計点を減点）します。毎年度の減点の状況は、事後評価結果とあわせて公表します。

《減点項目》

・提案した業務及び自主事業の不実施
・労働基準監督署の調査（臨検監督）により是正勧告書が交付された場合や、その他関係法令の遵守に係る指導を受けるなどの法令違反
・当該施設に関係する重大な事故又は不祥事があった場合
・加入すべき保険の未加入
・事業報告書の記載不足、重大な誤記載等
・事業報告書の提出期限超過

２２　選考結果のおしらせ

応募者全員に、令和６年９月３０日（月）までに文書にてお知らせします。

２３　提出書類の取扱いと情報の公開について

（１）提出書類の不返却

提出された提出書類は返却しません。

（２）指定管理者選定に関する情報の公表

指定管理者の指定に関する情報は、すべての応募者について次の事項を公表します。

①応募者の名称

優先交渉権者（候補者）は、所在地も公表します。優先交渉権者（候補者）が共同事業体の場合は、構成員すべてについて公表します。

②選定理由（優先交渉権者のみ）

③提案の概要

④提案金額

⑤評価内容

⑥評価結果（点数）

※合格点は別紙選定基準参照

（３）情報公開について

提出書類は、公平性、透明性を期すために「浜松市情報公開条例」等関連法令に基づく情報公開請求がなされた場合、もしくは本市が選考に関する応募書類の公表が特に必要と判断する場合には、浜松市情報公開条例に基づく非公開情報を除き、原則公開又は公表するものとします。なお、公開又は公表する場合の提出書類の使用に関する費用は、無償とします。

（４）提案資料の取扱いに関する回答書

提出書類のうち、応募者が作成した提案資料についても（３）に記載のとおり原則として公開又は公表しますが、例外的に、浜松市情報公開条例に基づく非公開情報（応募者の技術力やノウハウ等、公開又は公表することにより応募者の正当な利益を害する情報等）は、本市の判断で非公開又は非公表とします。

本市が応募者の正当な利益を害する情報の有無を判断する際の参考とするため、次のとおり回答書及び関連資料の提出をお願いします。

提出物　・提案資料の取扱いに関する回答書「別紙５」

・応募者の正当な利益を害する情報にあたると考える部分がある場合は、その情報が分かる資料（提案資料の写しの該当部分にマーカーを引く、四角で囲う等したものを提出。ただし、文字が消えるような塗りつぶしはしないでください。）

※提出いただいた資料の該当部分の非公開又は非公表を確約するものではありません。

※「応募者の正当な利益を害する情報にあたると考える部分がある場合は、その情報が分かる資料」は、【１１　提出書類】に規定する提出部数に関わらず１部のみ提出で構いません。

２４　指定管理者の指定について

指定管理者の候補者選定後、地方自治法第２４４条の２第６項の規定に基づき、浜松市議会に候補者を指定管理者に指定する議案を提案し、議決を受けることとなります。（令和６年１１月定例会提案予定）

なお、指定管理者の指定を受けられない場合において、候補者が本件に関し支出した費用については、一切補償しないものとします。

２５　その他

市では今後、新たな財源の確保、施設の良好な管理運営、民間事業者の広告活動機会拡大を目的に、ネーミングライツ（市の施設等に通称を命名する権利）の導入を積極的に行っていく方針です。

本施設においても、指定管理期間中にネーミングライツ導入の可能性があります。

【問い合わせ先】

浜松市学校教育部指導課　　担当者　堀野、小楠

電話　：０５３－４５７－２４１１

ＦＡＸ：０５３－４５７－２５８０

メールアドレス：shido@city.hamamatsu-szo.ed.jp

浜松市かわな野外活動センター指定管理者選定基準

評価項目		配点	得点
1　施設運営管理方針に関する項目（合格点４．４点以上）			
	(1)　施設の性格や目的の理解	3	
	(2)　施設への効用が発揮されるものであること	5	
	小　計	8	
2　事業提案（計画）に関する項目（合格点２７．５点以上）			
	(1)　事業の具体的取組み方	１０	
	(2)　施設の運営体制・職員の配置	8	
	(3)　適正な管理・モニタリング	6	
	(4)　安全管理・緊急時への対応	１０	
	(5)　市民サービスの向上	8	
	(6)　環境・地域等への配慮	6	
	(7)　平等利用	4	
	小　計	５２	
3　指定管理者に関する項目（合格点１０．５点以上）			
	(1)　団体の物的・財政的能力	5	
	(2)　施設の運営実績	8	
	(3)　団体の地域貢献	6	
	小　計	１９	
4　活動拠点に関する項目			
	(1)　浜松市内に主な事業活動の拠点を置くこと	2	
	(2)　各種認定等の有無	2	
	小　計	4	
5　指定管理料に関する項目（１）（合格点５．５点以上）			
	収支計画の妥当性	１０	
	小　計	１０	
6　指定管理料に関する項目（２）			
	$\frac{\text{上限額} - \text{提案額}}{\text{上限額} - \text{下限額}} \times$ 配点	7	
	小　計	7	
現指定期間の実績に基づく加減点			
合　　計		１００	

選定条件

１　評価項目１、２、３及び５の各小計において、配点の 55%以上（合格点）であること

２　前１の条件を満たす者のうち、合計点が最も高い者を優先交渉権者（候補者）とする。

３　４の「(2) 各種認定等の有無」は、高齢者活躍宣言事業所の認定、消防団協力事業所の認定、

ワーク・ライフ・バランス等推進事業所の認証、外国人材活躍宣言事業所の認定、企業のCSR活動表彰（以上、認定等主体浜松市）、健康経営優良法人の認定（認定主体経済産業省）事業者を加点する。共同事業体の場合は、共同事業体数で按分する

４　６の評価点は、指定期間中の総計で行い、配点を上限とする。

５　現指定管理者から応募があった場合、現指定管理期間の事後評価結果に基づき加減点を行う。なお、加減点の算出方法は、募集要項「21 実績の反映について」のとおりとする。

別紙１

第３号様式

年　　月　　日

（あて先）浜松市長　中野　祐介

所在地
団体名
申請者　代表者氏名
（署名又は記名押印をしてください）
担当者氏名
電話番号

指定管理者指定申請書

浜松市かわな野外活動センターの指定管理者の指定を受けたいので、浜松市指定管理者による公の施設の管理に関する条例第４条の規定により申請します。

【提出書類】

（１）宣誓書及び同意書「別紙２」
（２）役員等名簿「別紙３」
（３）履歴事項全部証明書もしくは現在事項全部証明書
（４）定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
（５）過去３年間の貸借対照表、損益計算書（収支計算書）、など経営状況のわかるもの
（６）設立趣旨、事業内容、パンフレット、事業実績等の概要がわかるもの
（７）法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書「その３の３」
※直近２年間の法人事業税の納税証明書
（８）「市外に本店を有し、市内に営業所等を有する者」として応募する場合は、以下の書類
①委任状「別紙４」
②法人市民税確定申告書（第２０号様式）又は市町村民税の均等割申告書（第２２の３号様式）の写し（提案書提出日直近の決算期で、本市の受付印があるもの）
（９）浜松市かわな野外活動センター指定管理者事業計画書「別紙６」（全期間分）
⑽ 事業提案書（プレゼンテーション資料）
⑾ 提案資料の取扱いに関する回答書「別紙５」
⑿ 共同事業体の場合は、構成員、責任の範囲等を定めた協定書等
※共同企業体の場合、（１）～（８）は構成団体全てについて書類を提出

別紙２

第４号様式

年　　月　　日

（あて先）浜松市長　中野　祐介

所在地
団体名
申請者　代表者氏名
（署名又は記名押印をしてください）

宣誓書及び同意書

浜松市かわな野外活動センターの指定管理者の指定を申請するにあたり、下記の事項について宣誓及び同意します。

記

１　宣誓する内容

（１）浜松市指定管理者による公の施設の管理に関する条例第３条に規定する指定管理者となることができない法人等又は浜松市指定管理者制度の実施に関する基本指針（以下、「基本指針」という。）第８条に規定する指定管理者の申請者となることができない者（以下、「欠格者」という。）に該当しないこと

（２）浜松市かわな野外活動センター指定管理者募集要項に定める申請資格をすべて満たしていること

（３）添付書類の内容について事実に相違ないこと

（４）指定管理者の指定に係る議決の日（優先交渉権者以外の者にあっては、優先交渉権者の決定の日）までに欠格者に該当することとなったときは、直ちに浜松市に通知すること

２　同意する内容

（１）基本指針第８条第４号及び第５号に該当しないことを確認するため、「浜松市が行う事務事業からの暴力団の排除に関する合意書」に基づき、役員等名簿により、浜松市が静岡県警察本部又は管轄警察署に照会すること

（２）基本指針第６号に該当しないことを確認するため、申請者の浜松市税の納付又は納付状況について当該施設所管課が浜松市財務部収納対策課に照会すること

法人番号（13 桁）													

※法人番号指定通知書等に記載のある法人番号を記入

※法人番号が無い場合は記載不要

別紙３

第４－２号様式

役員等名簿

団体名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

役職名	(ふりがな) 氏名	生年月日	住所
代表者			

※役員とは、無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。

※共同事業体で応募の場合は、構成するそれぞれの団体について提出してください。

別紙４

第４－３号様式

委　任　状

（あて先）浜松市長　中野　祐介

年　　月　　日

受任者
住　　所
商号又は名称
役　職　名
代表者氏名　　印

私は、上記の者を代理人と定め、浜松市との間における下記事項に関する権限を委任します。

委任事項

１　浜松市かわな野外活動センターの管理に関する基本協定の締結について
２　指定管理料の請求並びに受領に関すること。
３　その他浜松市かわな野外活動センターの管理に関する基本協定の履行に関する一切の権限。

委任者
本社住所
商号又は名称
代表者職氏名　　印

別紙５

第４－４号様式

年　　月　　日

（あて先）浜松市長　中野　祐介

所在地
団体名
申請者　代表者氏名
（署名又は記名押印をしてください）

提案資料の取扱いに関する回答書

提案資料の取扱いに関する確認について、次のとおり回答します。

対象案件：浜松市かわな野外活動センターの指定管理者の指定申請

上記対象案件に関する提案資料に、申請者の技術力やノウハウ等、公開又は公表することにより申請者の正当な利益を害する情報にあたると考える部分が

・あります

・ありません

※「あります」と回答した場合
提案資料において申請者の正当な利益を害すると考える部分は、別添のとおりです。

別紙６

第５号様式

浜松市かわな野外活動センター指定管理者事業計画書

１　施設名、申請者名

施設名	浜松市かわな野外活動センター
申請者名	

２　施設の管理に係る基本方針

１応募動機	①応募動機を記入してください。
２施設の運営方針	①施設の運営方針及び業務目標について具体的に記述してください。 ・運営方針について ・業務目標について
３施設への効用が発揮される計画の提案	①施設の設置目的を達成するための計画について具体的に記述してください。 ・青少年の健全育成に関する考え方や計画について ・市民の健康増進に関する考え方や計画について ・その他施設の効用が発揮される提案について
４事業の具体的な取組み方について	①施設を有効活用するための計画を具体的に記述してください。 ・利用者に対して提供を想定しているプログラムについて （提供を想定しているプログラム一覧の添付をお願いします。晴天時のみならず雨天時のプログラムや、かわなの大自然を活かしたプログラム等、具体的な記載をお願いします。） ・広報活動について ・冬季の利用や小・中学校以外の利用者の拡大策について ・その他利用者の増加や利便性を高める提案について ②施設・設備の維持管理計画について具体的に記述してください。 ・快適に利用できる環境を確保するための施設・設備の維持管理方針について ・保守点検業務や修繕の発注方法について ・日常の点検、軽微な修繕の対応について ・食堂の運営について
５施設の管理体制・運営職員の配置について	①施設の管理体制・運営職員の配置について具体的に記述してください。 ・繁忙期・平常期の適正な職員配置やサービスレベル維持の為に必要な職員配置について 繁忙期　正規職員　　人、非常勤職員　　人、臨時職員　　人 平常期　正規職員　　人、非常勤職員　　人、臨時職員　　人 ・職員の確保方法について

	・雇用条件、人件費単価 ・管理運営体制の組織図、人工表について ・職員に施設の目的を理解させ、能力や資質向上を図る対策について
６適正な管理・モニタリングについて	①セルフモニタリングの方法・頻度・内容について具体的に記述してください。 ②適正な事務を行うための体制について具体的に記述してください。 ・業務従事者の健全な労働環境を確保するための配慮について ・利用者の個人情報を保護するための対策について ③適正な経理を行うための体制について具体的に記述してください。 （経理簿等各帳簿類の整備や情報公開、監査等への対応）
７安全管理・緊急時への対応について	①安全管理体制について具体的に記述してください。 ・安全管理体制について（図示） ・事故防止のための安全対策について ②緊急時の対応について具体的に記述してください。 ・緊急時・事故時の対応マニュアルや研修、業務応援体制について ・加入予定の保険の内容や損害賠償対応について
８市民サービスの向上・自主事業について	①市民サービスの向上に向けた計画について具体的に記述してください。 ・利用者からの意見の把握や意見を反映させる仕組み、苦情対策について ・その他市民サービス向上策について ・開場時間や開場日の拡大の予定について ②自主事業の提案について具体的に記述してください。 ※自主事業として提案された事業の財源は指定管理料には含まれません。 提案した指定管理者の負担となります。
９環境・地域等への配慮について	①環境への配慮について具体的に記述してください。 ・SDGs、省エネ、環境負担の軽減への配慮について ・周辺自然環境への配慮について ②地域等への配慮について具体的に記述してください。 ・地元団体等との連携や協働による事業展開について
10平等利用について	①利用者が平等に利用できるようにどのように対応するか具体的に記述してください。
11団体の物的・財政的能力について	①指定管理者が管理を安定して行う物的・人的財政的能力について具体的に記述してください。 ・長期間安定的に運営できる財政的・人的基盤について ・施設の管理運営に関する専門的知識や資格、経験について ・（共同事業体の場合）それぞれの構成員の責任分担について ・（共同事業体の場合）構成員が撤退した場合の対応策について ・所長候補者について ・障がい者雇用に対する提案について

	・障がい者の法定雇用率について 報告義務がある団体のみ記載（令和６年６月１日現在）
12施設の運営実績について	①施設の運営実績について具体的に記述してください。 ・市内又は他都市での類似施設の業務実績について ・その成果について
13団体の地域貢献について	①地域の活性化について具体的に記述してください。 ・地元企業との連携や協力について ・地域住民の雇用について ・地元企業への発注について ・地域の活性化に繋がる提案について ②地域との連携について ・施設の周辺や施設運営に関係する地元団体等との連携や協働について
14活動拠点について	①浜松市内の事業活動拠点について記述してください。（共同事業体の場合は構成団体すべてについて） ・市内への本店、支店、営業所の有無
15 各種認定等の有無	下記①～⑥の認定等取得事業者は、認定証等の写しを添付してください。 ①高齢者活躍宣言事業所の認定 ②消防団協力事業所の認定 ③ワーク・ライフ・バランス等推進事業所の認証 ④外国人材活躍宣言事業所の認定 ⑤企業のCSR活動表彰（Star Prize制度マイスター認定事業所、優秀賞、特別賞又は市民協働奨励賞の受賞事業所）（以上、認定等主体浜松市） ⑥健康経営優良法人の認定（認定主体経済産業省）事業者
16指定管理料について	①管理施設の管理業務の実施計画における積算の根拠について記述してください。（収入増加や経費を低減するための提案についても記載）

３ 管理施設の管理業務の実施計画

（令和７年度～令和１１年度までの計画を年度ごと作成してください。）

＜施設利用計画＞

（１）宿泊施設等　　【令和　　年度】

項目			利用者数（単位：人）	利用料収入（単位：円）
宿泊	舎営施設利用者	学校等		
		その他		
	野営施設利用者	学校等		
		その他		
日帰り	有料利用者			
	無料利用者			

計		

（2）多目的ホール及び体育室　　【令和　　年度】

項目		利用者数（単位：人）	利用料収入（単位：円）
多目的ホール	学校等		
	その他		
体育室	学校等		
	その他		
計			

＜管理に係る経費の収支予算（単位：円）＞　　**【令和　　年度】**

区分	項目		金額	内訳・積算根拠等
収入	市指定管理料収入			
	利用料金収入			
	雑収入			
	収入合計（a）			
支出	管理費	人件費		正規職員　　人 非常勤　　人 法定福利厚生費
		賃金		アルバイト　　円×　　時間
		報償費		
		旅費		
		需用費		
		役務費		
		委託料		
		使用料及び賃借料		
		備品購入費		
		修繕費		
	運営費	人件費		
		事業費		
		○○費		
		○△費		
	一般管理費	役員報酬		
		福利厚生費		
		○○費		
		○△費		
	支出合計（b）			

収　支　差　（a）－（b）		

※各事業年度の収支が判るように記載してください。

※この表には自主事業の収支は記載しないでください。

※この表の他に、収支（損益）計算書、貸借対照表を添付してください。（作成している団体に限る。）

4　第三者への委託

業務名
○○点検
△△保守

※この表には、自主事業に係るものは記載しないでください。

※包括的な委託はできません。

5　自主事業の実施計画

① 自主事業計画書

事業名	目的・内容・利用者負担・実施回数等
例＝○○教室の開催	
例＝○○の販売	

② 自主事業における収支計画（単位：円）　　【令和　　年度】

区分	項　　目		金　　額	積算根拠等
収　入	○○○教室収入			
	□□□教室収入			
	◇◇◇販売収入			
	収　入　合　計　（a）			
支　出	管理費	人　件　費		
		旅　　費		
		需　用　費		
		役　務　費		
		委　託　料		
		使用料および賃借料		
		備品購入費		
		修　繕　費		
	運営費	人 件 費		
		事 業 費		

		○ ○ 費		
		△ □ 費		
	支 出 合 計 （b）			
収 支 差 （a）－（b）				

※各事業年度の収支が判るように記載してください。

自主事業の実施にかかるチェックリスト		
(1)	当該施設の設置目的に合致しているか	□
(2)	条例に基づき定められた業務を妨げない範囲において行われること	□
(3)	自己の責任と費用（指定管理料を流用することはできない）において実施するものであること	□
(4)	設備、物品等を持ち込み公の施設（土地又は建物）を占用する場合又は自主事業を実施するにあたり一般利用を制限する場合、行政財産の使用許可申請が必要となること	該当あり□ 該当なし□
(5)	設備投資を要する自主事業で、次期指定管理者に自らと異なる者が選定された場合、その者に残存簿価を上限として投資設備を譲渡しなければならないことを理解しているか また、次期選定で応募者がいなかった場合（指定管理者が当該自主事業を継続しない場合を含む）は、当該投資設備を撤去し、原状回復しなければならないことを理解しているか	該当あり□ 該当なし□

別紙７

年　　月　　日

（あて先）浜松市長　中野　祐介

所在地
団体名
申請者　代表者氏名
担当者氏名
電話番号
メールアドレス

浜松市かわな野外活動センター募集要項の内容等に関する質問書

【質問内容】※　簡潔に箇条書きで御記入ください。

別紙８

年　　月　　日

（あて先）浜松市長　中野　祐介

所在地
団体名
申請者　代表者氏名
担当者氏名
電話番号
メールアドレス

浜松市かわな野外活動センター応募者説明会及び現地確認申込書

浜松市かわな野外活動センター指定管理者の応募者説明会及び現地確認への参加を、下記のとおり申し込みます。

記

参加者氏名	

応募者説明会及び現地確認実施日

日時：令和６年７月１２日（金）午後２時００分～

場所：浜松市かわな野外活動センター　本館棟会議室

浜松市浜名区引佐町川名４５５－５

※参加者人数は、各団体２名以内とします。

※この申込書は、令和６年７月１０日（水）（必着）までにご提出ください。